

がん教育外部講師派遣事業  
外部講師を活用したがん教育の実施の流れ

※日程は令和5年度実施用

【市町村立学校】(例)

- (1) 府保健体育課は、市町村教育委員会に対し「がん教育に係る外部講師派遣 実施要項」及び「派遣機関一覧」を送付。

⇒フロー図①・②

- (2) 市町村教育委員会は、所管の学校に対し、本事業を周知。

⇒フロー図③

- (3) 市町村立学校は「派遣機関一覧」を参照し、「別紙1:活用希望調書」を作成し市町村教育委員会に提出。

⇒フロー図④・⑤

- (4) 市町村教育委員会は、令和7年度までに、所管の学校が最低1回は外部講師を活用してがん教育を実施できるよう、また、その年度に派遣が集中しないように、次年度に実施する学校を決定し、決定した学校(以下「実施校」)に連絡。

⇒フロー図⑥・⑦

- (5) 市町村教育委員会は、学校から提出された「別紙1」等をまとめた、「別紙4:実施決定校等一覧」を4月28日(金)までに府保健体育課に提出。

※ この時点で、派遣機関との日程調整を終えておく必要はありません。

⇒フロー図⑧

- (6) 実施校は、希望する派遣機関へ第1希望から順番に連絡を取り、実施予定日の1~2カ月前までをめどに実施派遣機関、実施日等を決定し、事前打ち合わせを開始。

⇒フロー図⑨・⑪

- (7) すべての派遣機関と日程の調整がうまくいかなかった場合は、市町村教育委員会に連絡する。(市町村教育委員会により再度調整)

- (8) 実施校は、派遣機関との調整(日程等決定)後、「別紙2:実施内容決定書」を速やかに(又は、市町村教育委員会の任意の期日までに)市町村教委に提出。

⇒フロー図⑩

- (9) がん教育の実施。

⇒フロー図⑫

- (10) 実施校は、市町村教育委員会へ「別紙3:実施完了報告書」を提出。

(実施後2週間以内)

⇒フロー図⑬

- (11) 市町村教育委員会は、実施校から提出された「別紙3:実施完了報告書」と、必要事項を追記した「別紙4:実施決定校等一覧」をまとめて、2期に分け、府教育庁保健体育課へ提出。

⇒フロー図⑭

※ 講師の派遣旅費については、市町村教育委員会で負担。

※ 本事業において、派遣機関一覧に記載の外部講師を活用する場合、謝金は不要。